

産業廃棄物処理委託契約書

株式会社ダイナム

株式会社 昭和羽前建設工業



産業廃棄物処理委託契約書 (自動更新用)

排出事業者 株式会社ダイナム (以下「甲」という。)と、
処分業者 株式会社 昭和羽前建設工業 (以下「乙」という。)は、

甲のダイナム宮城物流センター（宮城県大崎市古川休塚字南川原38）から排出される廃棄物の
処分に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）
甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法
令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）
1. （乙の事業範囲）
乙の事業場の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許
可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙
は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出
し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕	
許可都道府県・政令市	別紙許可証参照
許可の有効期限	別紙許可証参照
事業区分	別紙許可証参照
産業廃棄物の種類	別紙許可証参照
許可の条件	別紙許可証参照
許可番号	別紙許可証参照

2. （委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）
甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。
種類 別表1のとおり 予定数量 別表1のとおり
具体的な内容 別表1のとおり 単価 別表1のとおり

3. （処分の場所、方法及び処理能力）
乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。
事業場の名称 別紙許可証参照 所在地 別紙許可証参照
処分の方法 別紙許可証参照 施設の処理能力 別紙許可証参照

4. （最終処分の場所、方法及び能力）
別紙1のとおり

5. （搬入業者）
（1）第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、別に甲が
委託する収集運搬業者が行う。この業者の氏名、収集運搬に関する許可内容について
は、あらかじめ甲から乙に通知する。
（2）第2条第5項に定める収集運搬業者にあつては、甲が自らの車輛を以って乙の事業
場への搬入を行う場合は、甲は関係法令を遵守の上、甲の責任において運搬を行うも
のとする。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（最新のもの）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
 - キ その他取扱いの注意事項
2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずる恐れがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（最新のもの「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行いまたは過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が生じた場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬については、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 本契約において定める報酬は、甲が定める事務取扱い業者 株式会社サイコー（以下「丙」という。）へ請求するものとする。
5. 丙より乙への支払方法は、丙と乙との間で定めるものとする。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - （1）乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求する事とする。

(3) 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、相互に勧告することなく、この契約を解除することができる。

第13条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条 (契約期間)

この契約は、有効期間を2023年12月1日から2024年11月30日までの1年間とし期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがなければ、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

以上の合意の証として、本書2通又は本電磁的記録を作成し、甲乙が記名押印又は電子署名を、各自本書1通又は本電磁的記録を保有する。

2024年3月18日
2023年12月1日

甲

東京都荒川区西日暮里2丁目27番5号
株式会社ダイナム
代表取締役 保坂 明

乙

宮城県仙台市青葉区木町17番15号
株式会社 昭和羽前建設工業
代表取締役 甘木 広志

委託する産業廃棄物の種類、数量、単価、最終処分業者番号及び前提条件等

別表1

種類	具体的な内容・特記事項 コードNo	委託量	処分方法(処理フロー)	処理単価	最終処分 業者番号
コンクリートがら	有筋	1,000kg/年	破碎	2円/kg	別紙
その他がれき類		1,000kg/年	破碎	20円/kg	別紙
以下余白					

- 委託量、処分方法、最終処分業者は予定であり確定ではない。
- 最終処分業者等はマニフェストに記載のうえ返送するものとし、甲はそれにより確認するものとする。
- 一物件に複数の処分方法を設定する場合はその旨を記載するものとする。
- 予定の処分方法以外の処理をする必要がある場合あるいは処理を行った場合は、乙はその旨甲に連絡し、別途協議のうえ価格の設定・最終処分場所の確認を行うものとする。
- 委託する廃棄物を燃料等で利用する場合の前提条件は下表のとおりとする。
- マテリアルリサイクルについては、原料として資源化利用するものとする。
- 乙は、甲から委託された産業廃棄物の中に、乙の責任において有価物として処理できる物があれば、乙の責任において収得する事とする。